

量水器新品購入、修理及び交換（単価契約）仕様書

この仕様書は、四日市市上下水道局（以下「局」という）が新品購入する水道メーター（以下「メーター」という）及び修理・交換するメーターに適用する。

1. 適用法令及び適用規格

量水器は、以下の法令、その他関連する関係法規及び適用規格等による。

- (1) 計量法及び特定計量器検定検査規則
- (2) 水道法及び水道法施行令に定める厚生労働省令「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」
- (3) 日本工業規格及びその引用規格
 - ・ J I S B 8570-1 (水道メーター及び温水メーター 第1部：一般仕様)
 - ・ J I S B 8570-2 (水道メーター及び温水メーター 第2部：特定計量器仕様)
- (4) その他関連する法令

2. 用語の定義

- (1) 「新品」とは、新たに製作し、納入するメーターをいう。
- (2) 「修理」とは、所有しているメーターの外部容器素材を再利用し、内部部品を交換して納入するメーターをいう。
- (3) 「交換」とは、所有している再利用不可能なメーターを材料として製作する新品のメーターをいう。

3. 量水器の仕様

- (1) 量水器の仕様は下記の通りとし、適用法令及び適用規格に準拠する。

口径	構造	種類	備考	定格最大流量	計量範囲
				Q 3 (m³/h)	Q 3/Q 1 = R
量水器（羽根車式）					
13	接線流羽根車式	乾式 表示部回転型	ネジ込み式	2.5	100
20	接線流羽根車式	乾式 表示部回転型	ネジ込み式	4	100
13	接線流羽根車式	乾式 直読式	ネジ込み式	2.5	100
20	接線流羽根車式	乾式 直読式	ネジ込み式	4	100
25	接線流羽根車式	乾式 直読式・遠隔式	ネジ込み式	6.3	100
40	たて形軸流羽根車式	乾式 直読式	ネジ込み式	16	100

量水器（電磁式）					
50	電磁式（特殊改造）	直読式・遠隔式	フランジ接続方式	25	400
75	電磁式（特殊改造）	直読式・遠隔式	フランジ接続方式	63	400
100	電磁式（特殊改造）	直読式・遠隔式	フランジ接続方式	100	400
150	電磁式（特殊改造） 電磁式	直読式・遠隔式 直読式・遠隔式	フランジ接続方式 フランジ接続方式	250 400	400 160

※・局より水道メーター製品の採用承認（平成23年4月新JIS基準）を得ていること。

- ・量水器の鉛に係る鉛浸出基準は0.01mg/L以下を満たしたものとする。
- ・小中口径遠隔式のケーブル長は1.5m、集中型個別受信器付で、受信器取替及び結線調整費を含むものとする。
- ・大口径遠隔式のケーブル長は30mとする。

（2）材質及び塗装色・表面処理

- ① 通常の使用に十分耐えられる強度及び耐久性を有し、1.（2）に定める浸出基準に適合する材料を使用する。
- ② 各量水器本体及び接続短管等は、環境に配慮し無塗装とする。ただし、酸化防止の処理をする。

4. 予定数量

別表のとおり

5. 納入期限

納入期限は、発注後60日以内とする。

6. 納入立会い

メーターの納入には、供給者が立会い、担当職員の指示に従い、納入メーターの器差成績表もしくは検査合格証明書を提出し、メーター個数の確認を受けるものとする。

7. 引取場所及び引取日

本市所有の修理用及び交換用のメーターの引取場所及び引取日は、納入指示書によるものとする。

8. その他

- （1）別表中の予定数量は、本公告時点でのものであり、発注数量を保証するものではない。
- （2）契約締結においては、量水器1個あたりの単価で契約するものとし、見積金額に消費税及び地方消費税の率を乗じた単価に1円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- （3）新品、修理、交換の各メーターの初回の納期は6月を予定している。また、新品については、一括発注・納入であるが、修理、交換については、取替えて返納されたメーターの状況により、10回程度に分けて発注・納入の予定である。

- (4) 交換に出す各小中口径メーターは、砲金製（材料記号：CAC406）になる。したがって、すべて鉛を含む素材になる。
- (5) 納品する量水器に付する番号については、修理品、交換品等にかかわらず、量水器の種類ごとに連番とする。詳細は、局より指示する。
- (6) この仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、当局と納入者が協議により定める。
- (7) 暴力団等不当介入に関する事項
 - (i) 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）
第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。
 - (ii) 暴力団等による不当介入を受けたときの義務
 - ア 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力をすること。
 - イ 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
 - ウ ア、イの義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

別 表

区分		口径 (mm)	構造	種類	予定数量(個)
新品購入	②	20	接線流羽根車式	乾式直読式	1, 700
	⑤	50	電磁式（特殊改造） (フランジ接続)	直読式	4
修理	⑦	20	接線流羽根車式	乾式直読式	6, 091
	⑨	40	たて形軸流羽根車式 (ウォルトマン)	乾式直読式	133
交換	⑩	13	接線流羽根車式	乾式直読式	1, 871
	⑪	20	接線流羽根車式	乾式直読式	6, 152
	⑬	40	たて形軸流羽根車式 (ウォルトマン)	乾式直読式	117
	⑮	50	電磁式（特殊改造） 電磁式を電磁式 (フランジ接続) に交換	直読式	129
	⑯	75	電磁式（特殊改造） 電磁式を電磁式 (フランジ接続) に交換	直読式	13
	⑰	100	電磁式（特殊改造） 電磁式を電磁式 (フランジ接続) に交換	直読式	9
	⑲	100	電磁式（特殊改造） 電磁遠隔式を電磁遠隔式 (フランジ接続) に交換	遠隔式	3